

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（589））
2. 日時：平成30年1月12日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室A
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他8名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「9条 溢水による損傷の防止等」、「12条 安全施設」、「24条 安全保護回路」、「27条 放射性廃棄物の処理施設」、「33条 保安電源設備」、敷地境界等の変更及び隣接事業所の敷地に係る対応について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<放射性廃棄物の処理施設>

- 放射性廃棄物の処理施設がそれぞれ設置されている建屋及び設置階を整理して提示すること。
- 助材型ろ過装置及び非助材型ろ過装置の違い並びに固化装置及び減容固化装置の違いについて記載すること。
- 撤去する設備について、撤去後も放射性廃棄物の処理に影響しないことを記載すること。また、当該設備が休止している背景を記載すること。

<溢水による損傷の防止等>

- 施設定期検査期間中における溢水対策について、スロッシングによる溢水を下階に落下させない運用とすることを明確にして提示すること。また、当該運用を実施する期間を整理して提示すること。
- スロッシングによる溢水の滞留防止対策として使用済燃料プール外周部の堰を切欠くとしているが、当該対策の影響を考慮し、追加的に実施するプールへの異物混入防止対策について整理して提示すること。また、当該箇所の閉塞対策に係る運用について整理して提示すること。
- 施設定期検査期間中における溢水対策について、申請書の記載内容を整理して

提示すること。

<安全施設>

○モニタリングカーを共用しているが、重大事故等対処設備としても共用するのか整理して提示すること。

<外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）>

○設計雷撃電流値を変更したことに関して、観測記録データを15年間から19年間に拡充したことにより、設計雷撃電流値が220kAから400kAに増加した理由を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・ 東海第二発電所 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について